

投資信託の取引に係るご注意

- 投資信託の取引は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等により基準価額が上下しますので、投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社までお申し出ください。

三菱UFJ eスマート証券株式会社 お客様サポートセンター

受付時間 平日午前8時から午後4時(年末年始を除く)

電話番号 0120-390-390(フリーコール)

なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

目論見書補完書面（外貨建投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面、および目論見書の内容をよくお読みください。

◆クーリング・オフの適用について

- ・当ファンドのお取引に関しましては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用対象とはなりませんので、ご注意ください。

◆手数料など諸費用について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・手数料、信託報酬などお客さまにご負担をいただきます諸経費の合計額、および種類毎の金額については、実際のお申込金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

※お取引により生じた利益には2013年1月1日から2037年12月31日までの間、復興特別所得税（2.1%）が課せられます。復興特別所得税は、上場株式・公募投資信託の配当と売買益、債券の利子、デリバティブ取引の利益を対象とする付加税です。

- ・外貨建投資信託の場合の適用為替レートに関しましては、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。

【当ファンドに係る金融商品取引契約の概要】

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

【当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要】

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行なわれる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部（ご注文の投資信託等の受渡日までに清算される代金を含みます）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、「取引報告書」をお客さまにお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）
- ・投資信託等の取引のご注文を出された後に、買付可能額を利用して株式等の買付のご注文を出された場合には、約定・未約定の如何に関わらずお預り金（銀行自動引落サービスでのご入金を除く）は株式等の買付のご注文が優先されて拘束されます。その結果、当社が定める時刻*に買付可能額が不足した場合、投資信託の買付のご注文は取消させていただく場合があります。

- ・ 与信口座を開設されているお客さまの場合には、当社が定める時刻*において引出可能額等が無い場合には、投資信託の買付のご注文は取消させていただく場合があります。
※当社が定める時刻とは、目論見書に記載する買付日の 18 : 30 となります。

【当ファンドのお取引に係るその他ご留意事項】

- ・ ファンドにより、1日当たりの換金金額が制限される場合があります。
- ・ 換金により受益権の総口数が一定水準を下回った場合には、繰上げ償還される場合があります。
- ・ 積立（定期積立）をご指定の場合には、買付の取消には積立（定期積立）契約の解除または中止を必要とします。積立（定期積立）契約解除または中止前に、積立（定期積立）として発注された買付申込は取り消しを行うことが出来ないものといたします。
法人口座でのお買付後1ヶ月以内で換金申込をされる場合にはお客様サポートセンターへお電話でご発注いただく必要があります。

当社の概要

商号等	三菱UFJ eスマート証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号
所在地	〒100-6024 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング24F
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本STO協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
設立年月	1999年11月19日
資本金	71.96億円(2025年4月1日現在)
主な事業	金融商品取引業
連絡先	0120-390-390(フリーコール)

当社に対するご意見・苦情等に関する連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

受付時間 : 平日午前8時から午後4時（年末年始を除く）

窓 口 : お客様サポートセンター

受付方法 : 電話、電子メール

電話番号 : 0120-390-390（フリーコール）

メールアドレス : cs@kabu.com

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 : 月曜日～金曜日 9 時 00 分～ 17 時 00 分 (祝日を除く)

以上

(2025 年 5 月)